

成年後見等開始申立ての手引

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

TEL 06-6943-5321(代表)

06-6363-1501(テレホンサービス)

大阪家庭裁判所

成年後見制度とは

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分ではない場合（認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がほとんどなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び（この裁判を「審判」といいます。）、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

注意！

反面、成年後見等開始の審判を受けた本人は、様々な制約を受けることになります。例えば、成年後見開始の審判を受けますと、選挙権がなくなる、会社の取締役や公務員になれない、一定の資格を取得できないなど、本人の社会生活に影響が及ぶことがあります。この制約は、それぞれの法律で定められているため、ここでそのすべてを列挙することはできません。個別の資格制限等については、各自でお調べください。

1 成年後見制度の種類

成年後見制度には、本人の判断能力の状態によって、三つの種類があります。なお、必要に応じて、援助者として複数の人や法人（団体）が選任されることもあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
成年後見開始	ほとんどない	成年後見人	それぞれの監督人が選任されることがあります。
保佐開始	著しく不十分	保佐人	
補助開始	不十分	補助人	

成年後見人

本人の財産行為について全般的な代理権を有し、療養看護の方針を決定します。

保佐人

本人の重要な財産行為に対して同意を与えることなくしてなされた財産行為を取り消すことができます。特定の行為については、別途代理権付与の申立てを行い、審判で認められた代理権の範囲で代理権を有することになります。

補助人

審判で認められた重要な財産行為について、本人に対し同意を与えることなくしてなされた財産行為を取り消したり、特定の行為について本人を代理することができます。補助開始の場合は、開始の申立てと同時に、同意の定めを要する行為の定め・代理権付与のいずれか、またはその両方の申立てを行っていただくことになります。

注意！

申立ての際は、診断書を添付の上、本人の判断能力の状態によって、成年後見、保佐、補助のいずれかの申立てをしていただくことになります。申立用の定型の診断書では「判断能力の判定についての意見」は4段階に分かれており、上から順に、成年後見、保佐、補助、該当なしに相当します。

鑑定により申立ての類型と異なる結果が出た場合でも、申立ての趣旨の変更という手続をしていただければ、変更が可能となります。

また、いったん、成年後見等が開始されると、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで成年後見等が続きます。したがって、保険金の受領や遺産分割など申立ての直接の目的が達せられても、成年後見人等としての役目が終わるわけではありません。なお、本人の判断能力が回復したときは、改めて、成年後見等開始の取消しの審判を申し立てることができます。

2 申立ての手続について

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見等監督人、市町村長、検察官です。

注意！

家庭裁判所は、成年後見人等の選任にあたり、①本人の心身の状態、生活の状況、②成年後見人等候補者と本人の利害関係の有無、③本人の意向、④親族の意向等を踏まえて、総合的な判断をすることになります。そのため、

ア 申立書に記載された成年後見人等候補者が、そのまま必ず成年後見人等に選任されるとは限りません。また成年後見人等に選任される者は、親族に限定されているものではありません。

イ 家庭裁判所は、本人に多額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな対立があるような場合には、弁護士、司法書士又は社会福祉士等の第三者専門家を成年後見人等として選任することがあります。

ウ 第三者の成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われることになります。

エ 第三者後見人は、預貯金等の本人の財産を管理し、本人の利益を考えて活動しますので、申立人や親族等の意向に必ずしも添うように活動するとは限りません。なお、成年後見人等として誰を選任するか、家庭裁判所の定めた報酬額についての審判に対しては、不服の申立てをすることができません。

3 標準的な審理の流れ

成年後見開始について

申立て

調査
申立て人、候補者、本人等からお話をうかがいます。

鑑定
主治医、または家庭裁判所が選んだ鑑定医が行います。

審判
審判官が調査や鑑定の結果に基づいて開始決定をします。

後見事務監督
財産目録の提出など、定期的な報告を求めます。

調査について

家庭裁判所に成年後見開始申立てがあると、申立書類に不備がないかを点検した後、家庭裁判所調査官が調査をします。

家庭裁判所調査官は、本人や関係者から必要な事情を聴いたり、資料を確認します。本人の財産を管理することが成年後見人の重要な職務になりますので、本人の財産を示す資料を提出していただきます。主なものとしては、不動産関係では登記簿謄本、固定資産税評価証明書等、預貯金関係では直前に記帳をした通帳等、有価証券関係では株式の預かり証や生命保険証書等、借金等の負債関係では金銭消費貸借契約書等があります。また、収入（給与証明書や年金証書等）や支出（病院の領収書や各種請求書等）を明らかにしていただきます。さらに、成年後見人候補者に対しては、就任意思を確認し、就任した場合に後見事務としてどのようなことを予定し、どのような計画を持っているかを明らかにしていただきます。

申立ての際に、お持ちいただく書類や資料については、同封の各書類をよくお読みになり、記入したり、取り寄せるなどしてご準備ください。

鑑定について

本人の判断能力を明確にするため、診断書を作成した医師や主治医、その他の医師に鑑定をしてもらいます。費用は10万円程度かかりますが、鑑定内容により金額が異なってきます。鑑定費用の予納については、同封の各書類をよくお読みになり、申立てまでにご準備ください。

審判について

家事審判官（裁判官）が決定します。決定の前に、必要に応じて家事審判官が申立人や候補者などから事情をお聴きすることがあります。

後見事務等監督について

成年後見開始の審判があると、その後、家庭裁判所が、定期的に、または必要に応じて後見事務等の監督を行い、後見事務等が適切に行われているかを確認します。成年後見人が不適切な後見事務等を行うと、その原状回復を求められたり、内容によっては解任され、あるいは業務上横領罪等の刑事责任を問われることもあります。

保佐開始について

保佐とは、本人の判断能力が失われてはいないものの、著しく不十分な場合に開始されるものであり、本人の援助者として保佐人が選任されます。調査、鑑定、審判及び監督については、成年後見開始の場合とほぼ同じです。

保佐人の仕事の詳細は、「保佐人の仕事と責任について」をご覧下さい。保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を、保佐人の同意なしに行うことができなくなります。保佐人は、その行為が本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとしてすることに同意したり、本人が既にしましたことを取り消すなどして本人を援助していきます。また、保佐人は、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶなどの行為（代理）をすることができます。

なお、このような代理権が必要な場合には、保佐開始の申立てのほかに、別途代理権付与の申立てが必要になります。また、代理権を付与されるためには、本人の同意が必要です。

同意権（拡張）の記載のしかた

保佐開始の場合、民法第13条第1項に規定されている行為*については、同意を要する行為の定めの申立ての必要はありません。民法第13条第1項に規定されている以外の行為について、同意権の拡張を求める場合は、保佐開始申立書の申立ての趣旨欄「1 本人が以下の行為をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。」に○をし、拡張を求める同意権の内容を具体的に記載してください（目録例はありませんが、「代理行為目録」を参照しながら適宜記載してください。）

* 民法第13条第1項で定められた行為は、「保佐人の仕事と責任について」を参照してください。

代理権の記載のしかた

代理権を付与する審判を求める場合には、保佐開始申立書の申立ての趣旨欄「2 本人のために以下の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。」に○をし、付与を求める代理権の内容を具体的に記載してください。代理権の記載においては、できるだけ、別紙「代理行為目録」を利用し、必要な項目をチェックしてください。別紙「代理行為目録」は、利用されることの多いものを例としてあげたものですので、目録例に含まれていないものについては、適宜、記載してください。